

国税電子申告・納税システム(e-Tax)ご利用案内



e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。

所得税、消費税、法人税、贈与税、酒税、印紙税の申告及び法定調書、所得税徴収高計算書の提出や、納税証明書交付請求のほか、各種申請・届出ができます。

(※) 平成26年1月1日以降は、法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、光ディスク等又はe-Taxによる提出が必要となります。

インターネットを利用してダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。

源泉所得税の毎月納付手続等、特に利用回数の多い手続に便利です。

e-Taxを利用すると…

所得税の確定申告において、医療費の領収書等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出等を省略することができます。

還付申告は早期処理しています。

納税証明書の交付請求手数料が安価です。

● e-Taxの利用可能時間

平成25年
7月末まで

月曜日～金曜日 8時30分～21時(祝日等を除きます。)

ただし、平成25年5月28日(火)～31日(金)については、8時30分～22時30分までご利用いただけます。

8月1日以降

月曜日～金曜日 8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

*利用可能時間は、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

● e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (0570-01-5901)

▶ 月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナー及びその利用のためのパソコン操作等に関するお問い合わせに、電話で対応する専用窓口です(税務相談に関するお問い合わせは、最寄りの税務署にお願いします。)。

*お間違いのないよう、十分にご確認の上、おかげください(通話料金は、全国一律市内通話料金です。)。



益税！…損税でしょう？

税理士・CFP® 越智浩



デフレ経済下において売上高が年々減少する状況における消費税負担。

当社は、自動車部品加工業を営む普通法人です。ここ何年も得意先から納入価格を抑え込まれて、気が付いてみると、5千万円超あった年間売上高が4千万円前後にまで落ち込んでしまいました。収益減少に伴い、役員報酬の減額はもちろん、コスト削減による経営努力を続けております。こうした経営環境の中、当期から消費税納税額を簡易課税制度により計算することができるので、原則的計算方法に比べて年間納付額が30万円減少し、有利になると計画されました。

マスコミが批判していた『益税』とは、このことかと思いましたが、現状では、消費税は『損税』としか思えません。『益税』とは、具体的にどういうことなのでしょうか。

当社は製造業等に分類され、みなし仕入率は70%。当期の課税売上額は4,200万円。材料費、外注費及び光熱費等の実際の課税仕入額は2,310万円です。



A. みなし仕入率による差額を転嫁？ 結果論的・感情論的な『益税』批判。

税率アップが現実味を帯びてきた消費税（2014年4月から8%、2015年10月から10%）。マスコミに取り上げられるたび、問題とされるのが『逆進性対策』と『益税批判』である。

ここで今一度、消費税の課税の仕組みを確認してみよう。消費税は、各事業者の行う生産・流通・最終消費の各段階の取引に対して課税し、各事業者は支払う消費税額を各々の財・サービスの価格に転嫁して、最終的には消費者が消費税額を負担する仕組みとなっている。そして、実際の租税負担者＝納税義務者ではなく、納税義務者は各事業者となっており、事業者の売上から仕入等を控除した部分（前段階で税額を課された取引：仕入、外注費及び光熱費等を控除し、人件費や借入金利子などは控除しない）＝付加価値に税率を乗じた金額が納める消費税額となる。

1事業年度の消費税納税額を計算してみると、すべての取引を課税取引と非課税・対象外取引等に区別し、課税売上額と課税仕入額を各々集計する事務負担が重い。そこで、事務負担の軽減及び税額計算の簡素化のために、中小事業者に限る特例措置として『免税点制度（課税売上高1,000万円以下納税義務免除）』と『簡易課税制度（課税売上高5,000万円以下：課税売上額のみで消費税納付額を計算）』が設けられている。制度の趣旨からいっても、中小企業対策としてもおかしいことではない。また、課税の公平の見地から適用範囲は改正の都度、縮小されている。しかしながら、『益税批判』は、「これらの制度により、消費者が負担した、国庫に納められるべき消費税が事業者の手許に残されている。税率アップすれば、ますます増えることになる。けしからん。」の一点張りである。

では、具体的にはどうなのか。設例において、具体的な数値をあてはめてみる。

- ① 簡易課税制度を適用した場合の納める消費税相当額
(課税売上額4,200万円 - 4,200万円 × みなし仕入率70%) × 5/105 = 60万円
- ② 原則的計算方法により納める消費税相当額
(課税売上額4,200万円 - 課税仕入額2,310万円) × 5/105 = 90万円

従って、60万円 - 90万円 = △30万円、みなし仕入率を適用することにより年間納付額が減少し、事業者の雑収益となる。この部分だけ取り上げられると、税率がアップすればますます『益税！』が大きくなる、という結果論からの、感情論的な批判が展開される。

厳密には、『益税』とは、「(免税)事業者が、消費税分として、仕入等価格にかかる消費税以上の価格引き上げを消費者に求める場合の、その差額。つまり、事業者による過剰転嫁。」と定義できる。そもそも財・サービスの価格は、市場メカニズムの中で決定されるというのが経済原則である。従って、一般的な物価水準が低落していくデフレ経済下では、消費税を消費者に価格転嫁できるような状況はない。設例における自動車部品加工会社も納入価格を抑えられ、売上高が減少し、仕入等にかかる消費税分をすべて転嫁できているのか定かではない。自らのマージンを削って消費税を納めている=『損税？』というのが実感であろう。

つまり、『益税』がどれぐらい発生しているのかを計測することは、各事業者の転嫁の度合いを調べなければならず、非常に困難である。『益税』とはいったい何であるのか、そして、どれぐらいあるのかということを把握することはできない。消費税がコストの一つとして物価に溶け込んでいるEU諸国においては、『益税』という言葉はないそうである（森信茂樹『日本の税制 何が問題か』）。消費税法導入以来20年が過ぎ、そろそろ、消費税はコストという認識に立った、感情論ではない冷静な議論をする段階に来ている。